

302 介護保健施設サービス

R7一部改正

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	看護又は介護職員 2 人以上 (40 人以下は 1 以上)	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上	☐ 満たさない	
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底していない。	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。	☐ 該当	
安全管理体制未実施減算	事故発生防止のための指針・報告及び従業者への周知徹底・委員会・研修を行っていない	☐ 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない	☐ 該当	
	虐待防止のための指針を整備していない	☐ 該当	
	虐待防止のための研修を年 2 回以上実施していない	☐ 該当	
	上記を適切に実施するための担当者を置いていない	☐ 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。	☐ 該当	
栄養管理に係る減算	栄養士又は管理栄養士を 1 名以上配置していない	☐ 該当	
	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算	入所者数等の数が41人以上の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が2名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数をますごとに1以上配置 入所者数等の数が40人以下の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が1名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数をますごとに1以上配置	☐ 該当	
室料相当額控除 (令和7年8月1日から)	令和9年8月以降、算定日が属する計画期間の前の計画期間(算定日が計画期間の開始後4月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間)の最終年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い 具体的には、令和9年8月から令和12年7月までの間は、令和8年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上である	☐ 該当	
	療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上ある。なお、療養室に係る床面積の合計については内法による測定とすること	☐ 該当	
	令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上である	☐ 該当	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が入所(起算)日より3月以内に実施	☐ 該当	
	入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出している	☐ 該当	
	必要に応じてリハビリテーション計画を見直している	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が入所（起算）日より3月以内に実施	☐ 該当	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている	☐ 該当	
	リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切である	☐ 該当	
	入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画を作成している	☐ 該当	
	入所（起算）日より3月以内に実施	☐ 該当	
	週3日実施	☐ 該当	
	精神科医等により生活機能が改善されると判断された認知症患者	☐ 該当	
	リハビリテーションマネジメントによる計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士等により記憶の訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせたプログラムを提供	☐ 該当	
	当該リハビリテーションに関わる医師は精神科医師又は神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する研修を修了した医師	☐ 該当	
	1人の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1人の利用者に対して行っている	☐ 該当	
	利用者に対し個別に20分以上実施している	☐ 該当	
	リハビリテーションに関する記録は利用者ごとに保管されている	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	過去3月以内に当該リハビリテーション加算を算定していない	☐ 該当	
	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に、当該入所者の退所後に生活できることが想定される居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、訪問により把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画を作成している	☐ 該当	
	入所後8日以降に居宅等を訪問した	☐ 該当	
	入所前後訪問指導加算の算定に当たって行う訪問により把握した生活環境を踏まえてリハビリテーション計画を策定している	☐ 該当	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ)	リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている	☐ 該当	
	リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切である	☐ 該当	
	入所(起算)日より3月以内に実施	☐ 該当	
	週3日実施	☐ 該当	
	精神科医等により生活機能が改善されると判断された認知症患者	☐ 該当	
	リハビリテーションマネジメントによる計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士等により記憶の訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせたプログラムを提供	☐ 該当	
	当該リハビリテーションに関わる医師は精神科医師又は神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する研修を修了した医師	☐ 該当	
	1人の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1人の利用者に対して行っている	☐ 該当	
	利用者に対し個別に20分以上実施している	☐ 該当	
	リハビリテーションに関する記録の保管されている	☐ している	
	過去3月以内に当該リハビリテーション加算を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症ケア加算	認知症の利用者と他の利用者とを区別している	☐ している	
	専ら認知症の利用者が利用する施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの	☐ 該当	
	入所定員は40人を標準	☐ 該当	
	入所定員の1割以上の数の個室を設けている	☐ 整備	
	療養室以外の生活の場として入所者1人当たりの面積が2㎡以上のデイルームを設けている	☐ 整備	
	施設に上記認知症の入所者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、面積30㎡以上のものを設けている	☐ 整備	
	単位ごとの入所者が10人を標準	☐ 該当	
	固定した介護職員又は看護職員を配置	☐ 配置	
	日中の利用者10人に対し常時1人以上の看護・介護職員の配置	☐ 配置	
	夜間、深夜に利用者20人に対し1人以上の看護・介護職員の配置	☐ 配置	
	ユニット型でないこと	☐ ユニットでない	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
外泊時費用	外泊をした場合	☐ 6日以下	
	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	☐ なし	
外泊加算	試行的に居宅に退所させた場合	☐ 6日以下	
	居宅サービスを提供	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	☐ 該当	
	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアに係る計画が作成されている	☐ 該当	
	医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又は家族への説明を行い同意を得ている	☐ 該当	
	ターミナルケアを直接行っている	☐ 該当	
	入所していない月の自己負担がある場合、入所者側に文書にて同意を得ている	☐ 該当	
	退所後も入所者の家族指導等を行っている	☐ 該当	
	職員間の相談、家族の意思確認等の内容の記録	☐ 該当	
	本人又は家族の意思確認等の内容の記録	☐ 該当	
	本人又は家族が個室を希望する場合、意向に沿えるよう考慮し個室に移行した場合多床室の算定をする	☐ 該当	
	退所した日の翌日から死亡日までの間は算定していない	☐ 該当	
	療養型老健以外の場合	☐ 該当	
	(1) 死亡日以前4日以上30日以内	☐ 1日160単位	
	(2) 死亡日の前日及び前々日	☐ 1日910単位	
	(3) 死亡日	☐ 1日1,900単位	
	療養型老健の場合	☐ 該当	
	(1) 死亡日以前4日以上30日以内	☐ 1日160単位	
	(2) 死亡日の前日及び前々日	☐ 1日850単位	
	(3) 死亡日	☐ 1日1,700単位	

点検項目	点検事項	点検結果	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
療養体制維持特別加算 (Ⅰ)	(一) 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であった (二) 転換を行う直線において、療養病床を有する病院(①療養病棟入院基本料1の届出病棟、②基本診療料の施設基準〔平20告示62号。以下「新基本診療料の施設基準等」という。〕第5の3(2)イ②に規定する20対1配置病棟又は③新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等〔平18告示93号〕第5の3(2)ロ①②に規定する20対1配置病棟をゆうするもに限る。)であった	☐ 該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐ 配置	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰かくたん吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること。	☐ 該当	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	☐ 該当	
	地域貢献活動	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（i）若しくは（ii）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（i）若しくは経過ユニット型介護保健施設サービス費（i）を算定しているものであること。	☐ 該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰指標率が70以上	☐ 該当	
	介護保健施設サービス費（Ⅰ）の介護保健施設サービス費（ii）若しくは（iv）又はユニット型介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（ii）若しくは経過ユニット型介護保健施設サービス費（ii）を算定しているものであること。	☐ 該当	
初期加算（Ⅰ）	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者について、入所した日から起算して30日以内	☐ 該当	
	空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的（月に2回以上）に共有している ※地域医療情報ネットワークに限らず、電子的システムにより当該介護老人保健施設の空床情報を医療機関が随時確認できる場合でよい	☐ 該当	
	空床情報について、当該介護老人保健施設のウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数の医療機関の入退院支援部門に対し、定期的（月に2回以上）に当該情報を共有している	☐ 該当	
初期加算（Ⅱ）	入所した日から起算して30日以内	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
退所時栄養情報連携加算	別に厚生労働大臣が定める特別食（※）を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者 ※疾病治癒の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食	☐ 該当	
	当該入所者が、施設からその居宅に退所する場合、当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、当該入所者の同意を得て、当該施設の管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供	☐ 該当（いずれか）	
	当該入所者が病院、診療所若しくは他の介護保険施設（以下、「医療機関等」という。）に入院若しくは入所する場合、当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、当該施設の管理栄養士が当該入所者の管理栄養に関する情報を提供	☐	
	なお、当該加算は、当該入所者が退所した日の属する月において、1月に1回を限度として算定できる。ただし、栄養管理に係る減算又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定していない	☐ 該当	
再入所時栄養連携加算	入所時に経口により食事を摂取した者が、医療機関に入院し、入院中に経管栄養又は嚥下調整食を新規導入の場合	☐ 満たす	
	当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた者である	☐ 該当	
	介護老人保健施設の管理栄養士が入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養計画を作成する	☐ 満たす	
	栄養ケア計画について家族の同意が得られている	☐ 満たす	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ) (介護保健施設サービス 費 (Ⅰ) 及びユニット型介護 保健施設サービス費 (Ⅰ))	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日 以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への 訪問	☐ あり	
	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決 定	☐ あり	
	入所前後訪問指導は、入所者及びその家族等のいずれにも 行っている	☐ 満たす	
	入所前後訪問指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要 点を診療録等に記載している	☐ 満たす	
入所前後訪問指導加算 (Ⅱ) (介護保健施設サービス 費 (Ⅰ) 及びユニット型介護 保健施設サービス費 (Ⅰ))	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日 以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への 訪問	☐ あり	
	退所後の生活に係る支援計画を作成	☐ あり	
	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決 定	☐ あり	
	入所前後訪問指導は、入所者及びその家族等のいずれにも 行っている	☐ 満たす	
	入所前後訪問指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要 点を診療録等に記載している	☐ 満たす	

点検項目	点検事項	点検結果	
試行的退所指導加算	入所期間が1月以上の者が居宅に試行的に退所する場合、退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施（3月間限り） 指導の内容は、次のようなものである ・食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導 ・退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導 ・家屋の改善の指導 ・退所する者の介助方法の指導	☐ 満たす	
	・医師、薬剤師（配置されている場合に限る）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援相談員等により居宅で療養継続可能であるか検討している。	☐ 満たす	
	・入所者又は家族に趣旨を説明し同意を得ている	☐ 満たす	
	・退所中の入所者の状況を把握している場合、外泊時加算算定可能	☐ 満たす	
	・外泊時加算を算定していない場合、退所期間中入所者の同意があればベッド使用可能	☐ 満たす	
	・試行的退所期間中、居宅サービス等の利用はしていない	☐ 満たす	
	・試行的退所期間終了後居宅に退所できない場合、療養が続けられない理由等分析し、問題解決に向けたリハビリ等の施設サービス計画を変更を行うとともに適切な支援を行っている	☐ 満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	

点検項目	点検事項	点検結果		
	試行的退所時指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行う	☐	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐	満たす	診療録等
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った	☐	該当（いずれか）	
	入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の当該入所者の処遇に必要な情報を提供した	☐		
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の照会を行った場合に、入所者１人につき１回に限り算定する	☐	満たす	
	入所者が退所して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入所者を紹介するに当たっては、別紙様式第１３の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付している	☐	該当	
	入所者が医療貴課に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
入退所前連携加算 (Ⅰ)	入所予定日前３０日以内又は入所後３０日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めている	☐	満たす
	入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利ように関する調整をしている	☐	満たす
入退所前連携加算 (Ⅱ)	入所期間が２月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整をしている	☐	満たす
訪問看護指示加算	施設の医師が診療に基づき指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定複合型サービス（看護サービスを行う場合に限る。）が必要であると認めた場合	☐	満たす
	本人の同意を得て訪問看護指示書を交付	☐	交付 訪問看護指示書（様式あり）
	指示書の写しの診療録添付の有無	☐	あり 診療録等
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している	☐	該当
	当該施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
	入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している	☐	該当	
	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催	☐	該当	
	会議の開催状況の概要を記録	☐	該当	
	※「介護を定期的開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要がある ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入所者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関への診療の求めを行う可能性の高い入所者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい	☐	該当	
協力医療機関連携加算 (Ⅱ)	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月に1回以上開催	☐	該当	
	会議の開催状況の概要を記録	☐	該当	
	※「会議を定期的開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要がある ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入所者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入所者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい	☐	該当	
栄養マネジメント加算	常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあつては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置	☐	配置	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、管理栄養士等多職種共同で栄養ケア計画の作成	☐	あり	栄養ケア計画(参考様式)

点検項目	点検事項	点検結果		
	上記以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること	☐	実施	
	当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施	☐	実施	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	☐	実施	
	栄養管理に係る減算を算定している場合は算定していない	☐	該当	
経口移行加算	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	☐	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	☐	あり	
	医師、管理栄養士等多職種共同で経口移行計画の作成	☐	あり	経口移行計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	☐	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	☐ 概ね2週間毎に実施	
	栄養管理に係る減算を算定している場合、当該加算は算定しない ※経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理及び支援を実施した場合は、当該加算は算定できない	☐ 満たす	
経口維持加算（Ⅰ）	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価	☐ 受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	☐ されている	
	食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮の有無	☐ あり	
	良し、歯科医師等多職種共同で入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成	☐ あり	経口維持計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	栄養管理に係る減算又は経口移行加算をしている場合、当該加算は算定しない	☐ 満たす	
経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定めている	☐ 定めている	
	経口維持加算Ⅰを算定している	☐ 算定している	
	食事の観察及び会議等に、医師（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している。	☐ 参加している	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	☐ 該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月2回以上行う	☐ 行っている	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている	☐ 行っている	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔に関する介護職員からの相談等に対応している	☐ 対応している	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	入所者又は家族等への説明、同意	☐ あり	
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及びシドの内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている	☐ 該当	実施記録（参考様式）
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に応じた対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている	☐ 行っている	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	☐ 該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月2回以上行う	☐ 行っている	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている	☐ 行っている	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔に関する介護職員からの相談等に対応している	☐ 対応している	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	入所者又は家族等への説明、同意	☐	あり	
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及びシドの内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている	☐	該当	実施記録（参考様式）
	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に応じ対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている	☐	行っている	
	入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出	☐	該当	
	口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
口腔衛生管理加算（共通）	※（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合には、他方の加算は算定しない。 ◎本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上（令和6年6月以降、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第2 歯科診療報酬点数表の区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料の「注2」に規定する緩和ケアを実施するものの場合は、7回以上）算定された場合には算定できない。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり	療養食献立表
	※経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が行われる場合にあっては、経口移行加算又は経口維持加算を併せて算定することが可能	☐	満たす	
在宅復帰支援機能加算 (介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ))	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間1月超)の割合が3割超	☐	該当	
	退所後30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	☐	あり	
	入所者の家族との連絡調整の実施	☐	あり	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	☐	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	☐	あり	
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ) イ	(1) 介護老人保健施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講している ただし、高齢者の薬物療法に関する十分な経験を有する医師又は薬剤師については、高齢者の薬物療法に関する研修を受講した者とみなす	☐	している	
	(2) 入所後1月以内に、状況に応じて当該入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて当該入所者の主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意している	☐	している	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(3) 入所前に当該入所者に内服を開始して4週間以上経過した内服薬が6種類以上処方されており、介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行っている なお、この場合において、頓服薬については内服薬の種類数からは除外する。また、内服を開始して4週間以内の薬剤については、調整前の種類数からは除外する。当該加算の算定における内服薬の種類数の計算に当たっては、錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤及び液剤については1銘柄ごとに1種類として計算する ※当該入所者又はその家族に対して、ポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発を行っている ※ここでいうポリファーマシーとは、「単に服用する薬剤が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」をいう。入所者に対してポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発を行うに当たっては、「高齢者が気を付けたい多すぎる薬と副作用（日本老年医学会、日本老年薬学会）」等を参考にすること	☐ 行っている	
	(4) 入所中に当該入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、関係職種間で確認を行っている	☐ 行っている	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(5) 入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している ※入所中に当該処方内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整を行うこと 総合的な評価及び調整に当たっては、複数の薬剤の投与により期待される効果と副作用の可能性等について、当該入所者の病状及び生活状況等に伴う服薬アドヒアランスの変動等について十分に考慮した上で、行うこと。その際、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」（厚生労働省）、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」（厚生労働省）及び日本老年医学会の関連ガイドライン（高齢者の安全な薬物療法ガイドライン）等を参考にすること ※処方内容を変更する場合には、変更する薬剤及び薬剤を変更する際の留意事項を医師、薬剤師及び看護師等の多職種で共有するとともに、処方変更による病状の悪化や新たな副作用の有無について、多職種で確認し、必要に応じて再度総合的に評価を行うこと	☐ している	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ） ☐	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ（1）、（4）及び（5）に掲げる基準のいずれにも適合している ※介護老人保健施設において薬剤を評価・調整する場合であっても、退所時において入所前の処方内容から変更があった場合には、退所後の主治の医師に処方の変更の内容や経緯等の情報提供を行うこと。また、介護老人保健施設において行った処方内容の評価及び調整の要点を診療録に記載すること	☐ している	
	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、介護老人保健施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行っている	☐ 行っている	

点検項目	点検事項	点検結果		
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定している	☐	している	
	当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している ※厚生労働省への情報の提出は、入所期間が3月を超えると見込まれる入所者について、L I F Eを用いて行うこととする	☐	している	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定している	☐	している	
	退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している	☐	している	
緊急時治療管理	3日を限度に算定	☐	3日以内	
	同一の利用者について月に1回まで算定	☐	1回以下	
特定治療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
所定疾患施設療養費 (Ⅰ)	肺炎の者、尿路感染症の者、带状疱疹の者、蜂窩織炎の者、 慢性心不全が憎悪した者 がいる	☐ あり（1回に連続する7日を限度（月1回））	
	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載	☐ あり（1回に連続する7日を限度（月1回））	診療録に記載
	治療の実施状況の公表	☐ あり	
	緊急時施設療養費を算定した日は、算定していない	☐ 該当	
所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	肺炎の者、尿路感染症の者、带状疱疹の者、蜂窩織炎の者、 慢性心不全が憎悪した者 がいる	☐ あり（1回に連続する10日を限度（月1回））	
	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載	☐ あり（1回に連続する10日を限度（月1回））	診療録に記載
	治療の実施状況の公表	☐ あり	
	感染症の研修	☐ あり	
	十分な経験を有する医師	☐ あり	
	緊急時施設療養費を算定した日は、算定していない	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、 施設における 対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	
	認知症チームケア推進加算を算定していない	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が2分の1以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、 施設における 対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐ 該当	
	認知症チームケア推進加算を算定していない	☐ 該当	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐ 該当	
	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる	☐ 該当	
	対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施	☐ 該当	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症チームケア推進 加算（Ⅱ）	施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活 に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の 1以上	☐ 該当	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る 専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、かつ、複 数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応する チームを組んでいる	☐ 該当	
	対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画 的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心 理症状の予防等に資するチームケアを実施	☐ 該当	
	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについ て、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心 理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り 返り、計画の見直し等を実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算を算定していない	☐ 該当	
認知症チームケア推進 加算（共通）	※認知症チームケア推進加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの加算 を算定している場合においては、他方の加算は算定しない。 認知症専門ケア加算を算定している場合においては、認知症 チームケア推進加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの加算も算定し ない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に施設への入所が必要であると医師が判断	☐ あり	
	利用者又は家族の同意	☐ あり	
	速やかに退所に向けた施設サービス計画の策定	☐ あり	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	☐ あり	
	医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定	☐ 該当	
	入所者が入所前一月の間に当該施設に入所したことがない又は過去一月の間に当該加算を算定したことがない	☐ 該当	
	次に掲げる者が、直接、当該施設へ入所していない ①病院又は診療所に入院中の者 ②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ③短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の者	☐ 該当	
	判断を行った医師による診療力等への症状、判断の内容等の記録	☐ 該当	
	個室等、認知所の行動・心理症状の憎悪した者の療養にふさわしい設備を整備している	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出している ※厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする	☐	該当	
	必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、上記の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している	☐	該当	
	入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下「関係職種」という。）が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報及び入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している	☐	該当	
	上記で共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有している	☐	該当	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出している ※厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする	☐	該当	
	必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、上記の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（共通）	※リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算は算定しない。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価している	☐	あり
	上記の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している ※評価結果等の情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする	☐	あり
	確認の結果、褥瘡が認められ、又は評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している	☐	あり
	入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	☐	あり
	少なくとも3月に1回計画を見直す	☐	あり
	入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐	あり
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価している	☐	あり
	上記の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している ※評価結果等の情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする	☐	あり
	確認の結果、褥瘡が認められ、又は評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している	☐	あり
	入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	☐	あり

点検項目	点検事項	点検結果		
	少なくとも3月に1回計画を見直す	☐	あり	
	入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐	あり	
	確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒	☐	該当	
	評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない	☐	該当	
排せつ支援加算（Ⅰ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に一回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	
	少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	
排せつ支援加算（Ⅱ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に一回評価する	☐	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	☐	該当	
	次のいずれかに該当すること	☐	該当（いずれか）	
	（一）施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない	☐		
	（二）施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	☐		
	（三）評価の結果、施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去された	☐		

点検項目	点検事項	点検結果	
排せつ支援加算（Ⅲ）	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に一回評価する	☐ 該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐ 該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	☐ 該当	
	少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している	☐ 該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	☐ 該当	
	次のいずれかに該当すること （一）施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない （二）施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	☐ 該当（いずれか） ☐	
自立支援促進加算	医師が医学的評価を行い、その後少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを実施	☐ あり	
	医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出	☐ あり	
	自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護専門支援員その他の職種が共同して支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施	☐ あり	
	支援計画に基づいたケアを実施する際には、対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得ている	☐ あり	
	少なくとも3月に1回支援計画を見直す	☐ 該当	
	医師が支援計画の策定等に参加	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している	☐ 該当	
	必要に応じて施設サービス計画を見直し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用	☐ 該当	
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出	☐ 該当	
	必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、上述の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	☐ 該当	
安全対策体制加算	施設基準第３６条第１項に規定する基準（事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置）に適合	☐ 適合	
	担当者が安全対策に係る外部の研修を受けている	☐ 受けている	
	安全管理部門を設置、安全対策を実施する体制が整備	☐ 該当	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保	☐ 該当	
	協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応	☐ 該当	
	診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加	☐ 該当	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている ◎介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとする。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
新興感染症等施設療養費 (1日につき)	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保 ※令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。	☐	該当	
	当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、施設サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (I)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している ア 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 イ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ウ 介護機器の定期的な点検 エ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐	該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用している	☐	該当	介護機器：
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認する	☐	該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している ア 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 イ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ウ 介護機器の定期的な点検 エ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当
	(2) 介護機器を活用している	☐	該当
	(3) 事業年度ごとに(1)、(2)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐	該当
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上	☐	該当
	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が100分の35以上	☐	該当
	提供する指定介護保険施設サービス質の向上に資する取組を実施	☐	該当
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	☐	該当していない
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない	☐	該当
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上	☐	該当
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	☐	該当していない
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していない	☐	該当
	日常生活継続支援加算を算定していない	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	☐ 該当していない	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
	日常生活継続支援加算を算定してしていない	☐ 該当	
	次のいずれかに適合すること		
	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること	☐	該当（いずれか）
	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること	☐	
	入所者に直接提供する職員（生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練担当指導員）の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	☐	
処遇改善に係る事項	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	☐ 該当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	☐ 該当	